

社会福祉法人桜良会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜良会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選定・解任委員、苦情対応第三者委員及び運営推進委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

2 常勤役員等（継続かつ定期的に就業する者）については、報酬を支給し賞与は支給しない。

3 2項に定める以外の役員等については、別表1により報酬、日当及び実費弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて複数の業務を行った場合であっても、1日の報酬は別表1により支払うものとし、重複の支給はしないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、当法人の資産および収支の状況並びに民間の給与水準を考慮し、評議員会の決定を経たうえで、次の各号による報酬等の区分に応じて支払うものとする。

2 報酬については、別表2に定める金額とする。

3 通勤手当については、常勤職員給与規定第16条に準ずる額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬については、これを支給しない。

(役員報酬の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は、常勤職員給与規定第5条に準ずる。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議及びその職務執行の都度支給する

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任および解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円未満を切り捨てる。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により報酬及び旅費等を支給することができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会を経なければならない。

付 則

この規程は、平成25年12月25日より適用する。

平成28年11月26日改定。

令和4年3月25日改定。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬 (日額)		日当 (日額)
	4時間以内	4時間超	
理事	3,500円	7,000円	1,000円
監事	3,500円	7,000円	1,000円
評議員	3,500円	7,000円	1,000円
評議員選定・解任委員	3,500円	7,000円	1,000円
苦情対応第三者委員	3,500円	7,000円	1,000円
運営推進委員	3,500円	7,000円	1,000円

別表2 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬 (月額)
理事長	月額100,000円～1,000,000の間で評議員会の定める額